



薬食発第 0921003 号
平成 19 年 9 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

塩酸メチルフェニデート（リタリン）その他向精神薬の適正使用、 処方せんに係る疑義照会の徹底等について

塩酸メチルフェニデート（リタリン）その他向精神薬の不適正な使用、偽造処方せん等による不正入手等が報告されているところ、下記の点について、貴都道府県下の医療機関及び薬局に対して周知をお願いする。

記

1. 向精神薬の適正使用についての医療機関への周知

- (1) 効能又は効果、用法及び用量、使用上の注意等を踏まえ、適切な診断等を行った上で処方を行うこと。特に薬物依存の発現状況について十分な観察を行うこと。
- (2) 塩酸メチルフェニデート（リタリン）の効能又は効果、用法及び用量、並びに依存性に関する使用上の注意は以下のとおりであるので、特段の留意を願いたいこと。

【効能又は効果】

ナルコレプシー

抗うつ薬で効果の不十分な下記疾患に対する抗うつ薬との併用

難治性うつ病、遷延性うつ病

【用法及び用量】

ナルコレプシーには、塩酸メチルフェニデートとして、通常成人 1 日 20~60mg を 1~2 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

難治性うつ病、遷延性うつ病には、塩酸メチルフェニデートとして、通常成人 1 日 20~30mg を 2~3 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

【使用上の注意】（依存性に関する部分抜粋）

重要な基本的注意

- ・連用により薬物依存を生じがあるので、観察を十分に行い、用量及び使用期間に注意し、特に薬物依存、アルコール中毒等の既往歴のある患者には慎重に投与すること。

2. 薬局における処方せん確認の徹底等

- (1) 向精神薬の処方せんに係る疑義照会（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第24条）については、特にその対応を徹底すること。
- (2) 偽造処方せんによる向精神薬の調剤が行われることがないよう、処方せんの精査を徹底すること。
- (3) 向精神薬の不適切な調剤を求めていることが疑われる事例を把握した場合には、近隣の薬局に連絡する等、乱用防止のための連携を図ること。